

## 個人情報保護委員会と警察庁サイバー警察局の連携に関する覚書

個人情報保護委員会（以下「甲」という。）と警察庁サイバー警察局（以下「乙」という。）は、不正アクセス事案への対応等に関する緊密な連携を実現すべく、本覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、『個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議』の設置について（平成29年5月26日付関係機関・関係省庁申合せ）の趣旨を踏まえ、不正アクセスによる漏えい等事態の未然防止、被害の拡大防止及び類似事態の発生防止等のリスク低減並びに同事態への適切かつ迅速な対応を図るため、甲と乙が緊密な連携を推進することを目的とする。

### （本覚書の対象範囲）

第2条 本覚書は、電子計算機に記録された個人情報の漏えい等又はそのおそれがあるもののうち、不正アクセス事案に起因するもの（以下「セキュリティインシデント」という。）を対象範囲とする。

### （定義等）

第3条 本覚書における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「不正アクセス事案」とは、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成11年法律第128号）第2条第4項に定める不正アクセス行為がなされ又はそのおそれがある事案をいう。
- (2) 「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (3) 「漏えい等」とは、漏えい、滅失又は毀損をいう。
- (4) 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報保護法第16条第2項に規定する者をいう。
- (5) 「行政機関等」とは、個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。
- (6) 「漏えい等報告」とは、個人情報保護法第26条第1項及び同法第68条第1項に規定する報告をいう。
- (7) 「報告等」とは、漏えい等報告及び都道府県警察への通報をいう。

### （セキュリティインシデント発生時・平時等における連携）

第4条 甲及び乙は、個人情報取扱事業者又は行政機関等（以下「対象者」という。）においてセキュリティインシデントが発生した時及び平時において、次の各号に掲げる連携を実施する。

(1) セキュリティインシデント発生時における連携

イ 報告等に関する制度の紹介

甲は、対象者から対象範囲に係る報告を受けた場合は、当該対象者に対し、都道府県警察への通報に関する制度を紹介する。また、乙は都道府県警察に対し、都道府県警察において対象者から漏えい等の通報を受けた場合は、当該対象者に対し、甲への漏えい等報告に関する制度を紹介するよう指導する。

ロ 技術的助言等の支援

乙は、甲の求めに応じ、甲に対し、甲が行うセキュリティインシデントに関する初動対応、事実関係の調査、原因究明及び再発防止策の検討並びに甲による注意喚起の発出等に資する技術的な助言を行うなど、可能な支援を行う。

(2) 平時における連携

イ 甲及び乙は、次の（イ）及び（ロ）を実施する場合、必要に応じ、双方の取組の活用、共催・共同での実施等により、一体的・包括的に報告等の促進を図るなど、相互に連携する。

（イ）教育・研修

（ロ）広報・周知

ロ 甲及び乙は、必要に応じ、以下の（イ）及び（ロ）のとおり、双方が保有する情報の共有を行う。

（イ）甲は乙に対し、第1条に定める目的達成に必要な範囲で、乙による調査・研究や公表資料等の作成等に資するセキュリティインシデントの攻撃手法等や統計化された漏えい等の発生状況等を共有する。

（ロ）乙は甲に対し、セキュリティインシデント発生時に甲が行う事実関係の調査、原因究明、再発防止策への助言等に資する調査・研究結果、最新の脅威情報・技術動向等を可能な範囲で共有する。

ハ 乙は、甲が策定する基本方針、ガイドライン等の記載に関する技術的な助言や情報等を甲の求めに応じて可能な範囲で提供する。

(3) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 各連携事項を実施するに当たっての具体的な方法は、別途甲乙合意の上、決定する。

（共有された情報の管理等）

第5条 甲及び乙は、第4条第1項（2）ロに基づき情報を共有するに当たって、当該情報の共有範囲を指定することができる。甲及び乙は、相手方の同意を得ることなく、当該共有範囲を超えて情報の共有を行ってはならない。

（有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、この覚書の効力は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議解決)

第7条 本覚書に記載のない事項又は本覚書の条項の運用に疑義が生じた事項については、甲及び乙がともに誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和5年3月24日

(甲) 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階  
個人情報保護委員会事務局  
事務局 長 松元 照仁

(乙) 東京都千代田区霞が関2-1-2  
警察庁サイバー警察局  
局 長 河原 淳平